

令和7年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和7年12月5日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	坂口 徹
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福田 善行	係 長	吉川 也子
--------	-------	-----	-------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西卷 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	安全安心課長	曾谷 博一
政策財政課長	中尾 歩美	住民生活部長	中原 潤
住民生活部次長	北 典子	子育て支援課長	佐谷 容子
環境対策課長	東浦 寿也	住 民 課 長	峯川 敏明
都市建設部長	上田 俊雄	建設農林課長	田口 三十士
地域振興課長	福居 哲也	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	仲村 佳真

---

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

まずはシェアサイクルについてでございます。

斑鳩町でも官民連携の形で取り組まれており、導入からおよそ半年が経過いたしました。こうした新たな移動手段の導入は町民の生活の質を高めるのみならず、観光地としての周遊性を向上させ地域経済の活性化にもつながると期待されております。

一方で、利用状況の把握やステーションの配置、さらには今後の展開方針などまだ課題も多いのではないかと考えております。

まず、導入から現在までシェアサイクルの利用状況について、可能であればステーションごとの利用実績もお示しいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） おはようございます。シェアサイクルの利用状況についてのご質問でございます。

公共交通の機能の補完や観光振興等を目的とする新たな移動手段として、令和7年3月28日に生駒郡4町でシェアサイクルを試行導入し、官民連携の手法により実証実験を行っているところでございます。

町内での利用状況につきましては、導入後から10月31日までの期間の累計実績として利用者数が239人、利用回数が345回で1利用者当たりの平均利用回数は1.4回となっております。なお、自転車の稼働台数は他市町村からの流入分も含め117台となっております。

現在、町内にはシェアサイクルステーションが6か所ございますが、ステーション別の利用状況では、貸出しで法隆寺iセンターが最も多く、次いで三井観光自動車駐車場、竜田大橋交差点南側の町観光会館跡地の順となっており、返却では法隆寺iセンターが

最も多く、次いで町観光会館跡地、史跡中宮寺跡歴史公園の順となっております。

経路別の利用状況では、法隆寺 i センターを出発し、周遊後に同じ法隆寺 i センターで返却する利用が最も多く、次いで、法隆寺 i センターから王寺駅南広場西の自転車駐車場までの利用が多い状況となっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4 番、小城議員。

○4 番（小城世督君） 導入から 10 月末まで利用者数が 239 名、利用回数が 345 回ということで、まだ試行段階ではありますが一定の利用実績があることは理解いたしました。

特に、法隆寺 i センターを起点とした観光利用が多く見られる点は、町としての観光振興の方向性とも一致しており評価できる部分だと思っております。

一方で、平均利用回数が 1.4 回という数字を見ると、リピーターの定着にはもう少し工夫の余地が必要ではないかとも感じております。

例えば、町民の日常的な移動手段として、どの程度浸透しているのか、観光利用と生活利用のバランスをどのように見られておられるのかといった点も今後の検証が必要かと思えます。

いずれにしてもですね、町内の移動を便利にし、観光客の回遊性を高めるための有効な仕組みであることは間違いのないと思っております。この取組みをさらに発展させていくためにも設置場所が重要になってくるかと思えます。

次に、町内の設置場所についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町内のシェアサイクルステーションの設置状況についてのご質問でございます。

令和 7 年 3 月に法隆寺 i センター、三井観光自動車駐車場の 2 か所、4 月に史跡中宮寺跡歴史公園、町観光会館跡地、上宮遺跡公園の 3 か所に設置しております。

また、10 月には門前宿「和空法隆寺」にも設置されており、現在、合計 6 か所となっております。

各ステーションにおけるポート数につきましては、法隆寺 i センターが 10 ポート、その他のステーションが 5 ポートずつあり、合計 35 ポートとなっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 4 番、小城議員。

○4 番（小城世督君） ありがとうございます。町内で現在は 6 か所にステーションが設

置されているとのことでございます。また合計35ポートが設置されていることで観光拠点や主要な公共施設の周辺中心に一定の配置が進んでいることは理解いたしました。

ただその一方で、町民の利便性という観点から見ると、やはりJR法隆寺駅前や役場周辺など日常利用を拠点となるエリアの設置がまだ進んでいない点は今後の課題として残るのではないかと感じております。観光利用と生活利用の双方を視野に入れたバランスが取れた配置が求められていると思っております。

そこでこの質問の最後になりますが、今後の設置予定や展開の方向性についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 今後の設置予定についてのご質問でございます。

現在の予定ではシェアサイクル設置事業者におきまして、斑鳩文化財センターや吉田寺などの観光スポット、役場やいかるがホールなどの公共施設、JR法隆寺駅前などの主要箇所への設置を調整されているところでございます。当面の目標といたしましては、町内で全10か所程度の設置を計画されており、順次、増えていく予定となっております。

シェアサイクルにつきましては、先ほど答弁いたしましたように一定の利用者がおられますことから、さらなる利便性の向上を図り、利用促進につながるよう早期設置に向けて引き続き、シェアサイクルの設置業者に協力しながら積極的に事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、シェアサイクルに関しましては何度も申しあげますが、観光客の回遊性を高めるだけでなく、町民の日常生活の足としても期待される取組みでございます。

特に、公共交通の空白地を補完する新たな交通手段としての役割は今後ますます重要になると考えております。

今後の展開においては、単に設置箇所を増やすだけではなく町民や観光客が使いやすい仕組みづくり、そして周辺施設との連携による利便性の向上にぜひ努めていただきたいと思っております。

また、利用データの分析を重ねながら地域のニーズに即した柔軟な運用を図っていただけるよう要望しておきます。

今後の事業のさらなる発展と町の新たな公共交通環境づくりに向けた取組みを期待し

まして、ひとつ目の質問は終わりたいと思います。

次に、学校給食についてでございます。

物価の高騰が長期化しており私たちの日常生活はもとより、子育て世帯の家計にも大きな影響が及んでおります。特に、食品価格の上昇は家計に直結するものであり、その影響は学校給食にも例外なく波及しております。

斑鳩町においても食材費の上昇が確実に進む中で、限られた財源の下、いかにして子どもたちの必要な栄養を確保しながら安全のバランスの取れた給食を提供し続けられるのかは喫緊の行政課題であります。

学校給食は単なる昼食の提供ではなく、子どもたちの健やかな成長を支える基盤であり教育的な役割を持っています。だからこそ物価高の影響を的確に分析し、将来にわたり安定した給食提供体制を整えていくことは、町としての極めて重要な責務であると考えております。

まずひとつ目といたしまして、学校給食への物価高の影響についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校給食に対する物価高騰の影響に関するご質問でございます。

初めに、町立小・中学校における給食費の額でございます。

小学校が月4,200円、中学校が月額4,600円となっております。一方で米価格の上昇をはじめとして食料品全般の価格高騰が右肩上がりで続いており、総務省の消費者物価指数によりますと、5年前の令和2年を100とした場合、本年10月の食料の指数は128.1と28.1ポイント上昇しているところでございます。

こうした状況の中、本町におきましては学校給食の質の維持と保護者の経済的負担の軽減の観点から、国の交付金等も活用しながら学校給食費等補助金の額を段階的に引き上げてまいりました。

具体的には、令和4年10月から1食当たり30円としていた補助金を順次引き上げ、現在では小学校においては1食当たり70円、中学校においては1食当たり85円を補助しているところでございます。

こうした補助金の交付によりまして、物価の高騰が続く中におきましても保護者の皆様にご負担いただいている給食費につきましては値上げは行っていないという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。補助金を段階的に引き上げることで保護者の負担を据え置き、給食費の値上げを行わずに対応してこられた点については、町として大変、努力を重ねてこられたものだと思っております。また、国・県の支援策を活用しながら、給食提供体制の維持をしていくことも確認できました。

一方で、物価高騰が続く現状において、単に保護者負担を抑えるだけでなく子どもたちに提供される給食の質をどのように確保していくのかという点が今後ますます重要になると考えております。

価格上昇の影響を受けやすい食材も多い中で、栄養価の維持、多様な食体験の保障、そして使用食材の安全性をどう担保するのかは教育委員会の大きな使命であると考えております。

そこで次に、学校給食の質をどのように維持していくのか、その具体的な取組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校給食の質の確保あるいは担保に関する質問でございます。

学校給食は子どもたちの健康な成長を支えるため、一定の栄養を保障しつつ安全でバランスの取れた食事や多様な食体験を提供する重要な役割を担っており、その質を維持することの必要性につきましては強く認識をしております。

そうしたことから、物価高騰の状況に対応するため、学校給食費等補助金の額を段階的に引き上げますとともに、給食の質を維持しながら、併せてコスト抑制にも努めているところでございます。

具体的には、栄養教諭等が献立を工夫し、高騰した食材を単に削るのではなく旬の食材や価格の安定した代替食材を組み合わせることにより、栄養価を維持しつつ味や量にも配慮を行っております。また、奈良県産などの地場産物や国産食材を計画的に活用いたしますとともに、全小・中学校で献立を統一し一括納入することなどによりまして納入単価の抑制にも努めております。

今後も、保護者負担の増加を避けつつ、国または県支援策等の動向も踏まえながら、必要な栄養摂取、新鮮で安全な食の提供、郷土料理や世界の料理など多様な食体験の機会を確保し、学校給食の質を維持してまいりたいと考えておいております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。栄養教諭等が中心となり学校給食の摂取基準に基づきながら、旬の食材を活用し代替食材の組合せといった工夫を凝らし、栄養

価と味の両立に努めていただいていることは大変心強く感じました。また地場産物や国産食材の計画的な利用、そして全校の献立の統一によるコストの抑制など、質を落とさずに維持しようとする努力も十分伝わってまいりました。

しかし一方で、物価高騰の状況が続く中、子どもたちが楽しみにしている定番メニューや人気メニューが今後、高いからという理由でですね、削られてしまうということがあってはならないと考えております。

学校給食は栄養の保障だけでなく子どもたちの心の満足をつくる大切な教育的機会でもあります。だからこそ子どもたちが給食の時間を楽しみにできる環境をしっかりと守っていく必要があると考えております。その意味でも食事の質とともに給食をどこで誰と食べるかという環境整備も食育の推進において極めて重要な要素であると考えます。ランチルームを活用した異学年交流や広い空間で楽しい食事体験は、子どもたちにとって学びと成長の機会となります。

そこで、以前にも質問させていただきましたが、次に小学校におけるランチルームの利用状況と今後の再開方針について、確認させていただきます。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 小学校のランチルームの利用に関するご質問でございます。

ただいま質問者のほうがおっしゃられましたとおり令和5年6月の一般質問におきまして、ランチルームの活用方針についてご質問をいただいております。

その際、新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点から、小学校ランチルームでの給食実施を控えている状況である中、以後の感染状況を見ながら各小学校におきまして、他の学級や異なる学年同士での給食にもランチルームを活用していく予定である旨を答弁させていただいたところでございます。

現在の状況でございます。

斑鳩小学校におきましては1年生と6年生など異なる学年の児童がランチルームで給食を食べる取組みをすでに再開をしております。

一方で、斑鳩西小学校及び斑鳩東小学校におきましては学年の児童が集まったの体験学習やクラブ活動、PTA運営協議会等の会議場所などとしてランチルームの利用は行っておりますものの、ランチルームでの給食はいまだ再開していないという状況でございます。

ランチルームで給食を取ることは食育の一環として、多様な他者との関わりを通じて子どもたちが自分とは異なる感性や価値観、考え方に触れる機会を増やし、協働的な学

びを促進するものと考えておりました、教育委員会といたしましては斑鳩西小学校及び斑鳩東小学校に対しましてランチルームでの給食を再開するよう助言を行っているところでございます。

今後もインフルエンザ等の感染症の状況に十分配慮しながらとはなりますけれども、ランチルームの活用を速やかに再開してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。少し言い方は厳しくなるかもしれないけど、率直に申しあげて令和5年6月の一般質問で、そのときも「感染状況を見ながら再開していく」と答弁いただいております。そこからすでに2年が経過しているにもかかわらずですね、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校ではいまだランチルームを活用した再開が行われていないという現状は大きな疑問を抱かざるを得ません。

今の6年生はですね、ここまで一度もランチルームを使うことなくこのままいくと卒業を迎えるそういった状況です。本来ランチルームはですね、今、答弁にもあったように食育や交流、学びの場として整備された施設であり、その目的を果たすことなく送り出してしまうということはですね、教育環境として望ましい姿とは到底、言えないと思っております。

教育委員会として助言しているとの説明でしたが、もはや助言にとどまる段階は過ぎていると私は考えております。本来の用途として確実にランチルームを活用するよう明確な指示と実行を求めるべきではないかとも考えております。

感染状況を配慮しながらという点は理解いたしますが、しかし全国的にも学校での感染対策は大きく緩和されですね、学校行事も通常運営に戻りつつある中、ランチルームだけが特別扱いのように使われていない状況は、子どもたちの学びの機会を奪う結果になっていると思っております。

少なくとも、現6年生が卒業するまでの間にですね、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校で一度でもランチルームを使用する機会をつくるべきと要望しておきます。教育委員会として確実な再開に向けた具体的な工程を示し速やかに対応していただきますよう重ねて申しあげます。

こちらにつきまして、教育長、どのようにお考えかお言葉をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） ランチルームを活用した給食につきましては、重ねた話になり

ますが、先ほど、次長が答弁いたしましたように、食育の一環といたしまして、多様な他者との関わりを通じて、子どもたちが自分とは異なる感性や価値観、また考え方に触れる機会を増やして協働的な学びを促進するものと考えております。

そうしましたことから、ランチルームはコロナ禍の中でソーシャルディスタンスを確保しながら、先ほど議員がお述べの言葉にありましたように、異学年交流の場として、また学習を進める上でのコミュニティの場として、活用の機会というのを広げてまいりました。

したがいまして、こうした活用も含め、私からも直接、斑鳩西小学校及び東小学校の方に強く、再開するように話を進めてまいります。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。教育長もぜひともよろしくお願ひしたいと思います。私、この議場で一般質問の際に再三、コロナがあけた後ですね、子どもたちの機会の提供というところ、常々申しあげてきました。ここだけは必ず実行してほしいなと思います。やはりコロナ禍で今の6年生というのはもともと3か月間、学校に行けなかったそんな学生そんな6年生でございます。しっかりとですね、指示を出していただいて、ぜひともランチルームとしての利用をしていただきたい。そのように申しあげましてこの質問は終わりたいと思います。

次の質問に移ります。次に、保育士の確保についてというところでございます。

近年、共働き家庭の増加や働き方の多様化により、保育を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に保育士の確保が深刻な課題となっています。長時間保育や支援を必要とする園児などへの対応、保育現場の負担は年々増しており、国や県も処遇改善を進める制度を相次いで打ち出しております。

奈良県においても令和6年度から保育士の処遇改善事業が創設され、各市町村が保育士の確保定着に向けた取組みを強化しているところでございます。

人口減少が続く中で、子育て支援の基盤となる保育士の確保は地域が持続するための最重要課題であり、斑鳩町においても例外ではありません。こうした情勢を踏まえて、斑鳩町が現在、保育士の確保策をどのように進めているのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 保育士の確保についてのご質問です。

保育ニーズの増加、長時間保育園や支援の必要な園児への対応の必要性、保育士配置基準の充実により、全国的に保育士不足は深刻な状況です。

本町の周辺におきましても、保育施設の開設が進み多くの保育士を必要としておりますが、全国的な傾向と同様に、保育士の採用が難しく公立・私立ともに施設運営の課題となっています。

このような状況の中、本町では様々な取組みにより保育士の確保に努めているところです。

まず、町立保育園では保育士幼稚園教諭の資格を有する職員を継続的に正規職員として採用しております。

また、担任の補充やより安全な保育を確保するため、会計年度任用職員の雇用や派遣職員の配置により保育体制の充実を図っております。また、奈良県保育人材バンクのイベント等に参画するなど、保育人材の確保に努めております。

町内の民間保育施設に対しては、斑鳩黎明保育園が開園いたしました平成27年度から、斑鳩町民間保育所運営費等補助要綱を制定し、民間保育施設の職員1人につき月4,500円の補助を町単独事業として継続してまいりました。令和6年度からは、奈良県保育士等処遇改善事業補助金が創設されたことに伴い月額4,500円であった補助金を常勤保育士1人につき月額1万円に引き上げ充実を図っております。

また、令和6年度から奈良県の補助金を活用した障害児の加配保育士を対象とした障害児保育事業費補助金を支給し、民間保育所における支援を必要とする園児の保育体制の充実に対する支援を行っております。

さらに令和7年度からは、保育体制強化事業費補助金として子どもの安全確保及び保育士の負担軽減を図るために、保育支援者を配置する私立保育所等の支援を行うことで、保育士だけでなく様々な施設運営に必要な人員確保に向けた支援を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。町としてこれまで保育士の確保に向け正規職員の継続的な採用や会計年度任用職員の配置、さらには県の人材バンクの活用など多方面から取り組んでいただいていることは理解いたしました。

また、民間保育施設においても町単独の補助を従来より拡充し、現在は県の補助制度を活用しながら常勤保育士1人につき月額1万円の給与改善を図っておられているということも理解をしております。

こうした取組みは、保育体制の維持に一定の効果をもたらしているものと受け止めております。

しかしながら、全国的に保育士の不足が一段と深刻化する中で、保育士の確保には処遇の改善が大きく影響することが各紙データからも明らかになっております。

奈良県においても、処遇改善事業によって平均給与が上昇し県内就職率が大きく改善したと報告されております。優秀な保育士が働く場所を選ぶ時代になっている今、処遇改善は他市町村と人材獲得競争の面においても無視できない要素となっております。

そこでですね、次に、本町、斑鳩町が実施している処遇改善の補助の具体的な内容について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 町内の民間保育所や認定こども園などに対する保育士の処遇改善に関する補助についてのご質問です。

先ほどの答弁と重なりますが、現在、本町においては町内における民間保育所や認定こども園、小規模保育所に対して常時勤務を要する保育士を対象に1人当たり月額1万円の給与改善費補助金を支給し、常勤保育士の確保に向けた支援を行っているところで

す。

この補助金は奈良県が実施する奈良県保育士等処遇改善事業補助金を活用しており、奈良県が2分の1、本町が2分の1をそれぞれ負担しています。

本町としましては本制度を活用し、常時勤務を要する職員の給与改善に努めている民間保育所等を支援することで、保育士の処遇改善が図られるよう働きかけを行っているところです。

さらに、補助支給に当たっては各施設で働く保育士に実感いただけるよう民間保育所に対して給与明細等に町からの処遇改善支援を受けていることを記載することを補助条件としているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 現在ですね、この補助を活動してですね、常勤勤務を要する保育士の給与改善として1人当たり月額1万円の補助を行っているということは改めて理解をいたしました。

県と斑鳩町が2分の1ずつ負担して民間保育施設の処遇改善に努めていただいていることについては、先ほども申しあげましたが評価している部分ではあります。

しかし一方ですね、県の制度がこの制度につきましては上限が月額2万円であることを踏まえるとですね、斑鳩町の実施額はまだ制度の上限の半分にとどまっており、他市町村では上限まで引き上げを行っている伺っています。また、町内の民間保育施設か

らも処遇改善補助金の引き上げを求める声が上がっているとも聞いております。

全国的な保育士の確保の難しさが続く中で、処遇面での優劣が採用や定着に直結する傾向が強まっており、県が示すデータでも処遇改善が保育士の就職定着に大きく影響することが明らかになっております。

こうした状況を踏まえますと、斑鳩町においてもより実効性のある処遇改善を検討する必要が高まっていると感じております。

そこでですね、次に、保育士の確保の処遇改善をさらに進めるために、斑鳩町として県制度の上限額まで補助を引き上げる考えがあるのか、今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 保育士の処遇改善における今後についてのご質問です。

給与改善補助金については、令和6年度から奈良県保育士等処遇改善事業補助金を活用できることとなり、補助額を月額4,500円から月額1万円に引き上げたところです。近隣市町の職員改善補助金事業の補助額は様々であるということも承知しているところでございます。

本町では、従来から町内の民間保育施設に対して給与改善費補助金のほか、日本スポーツ振興センター加入費補助金、一時預かり実施事業費補助金、延長保育実施事業費補助金、障害児保育事業費補助金、保育体制強化事業費補助金など様々なメニューで民間保育施設の運営を支援をしておりますが、今後、民間保育施設のニーズ等を勘案し、全般的により効果的な支援を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。斑鳩町としてもですね民間の保育施設のニーズを踏まえながら、今後の全般的な支援のあり方を検討していくというお考えを伺いました。まずはその姿勢に関しましてはすばらしいと思います。

しかし、保育士の確保の定着という喫緊の課題に向き合う際、処遇改善の強化は避けて通られない論点であると考えております。奈良県の調査では、処遇改善を行ったことにより保育士の平均給与は前年比の約20万円増加、県内の就職率は52.3%から57.8%へ5.5ポイントの上昇、離職が減ったと回答施設は約6割、待遇改善を実施した職員は9割と処遇改善の明確な数値として示されております。

つまり処遇改善の金額を増やせば、増やすだけではないですけど、増やせば採用定着の効果が高まることはすでに実証されているということです。

先ほども申しあげましたが、県の制度の月額2万円まで、上限まで引き上げていただけるよう、また他市町村は上限まで引き上げている動きが広がっております。

斑鳩町でもですね、最後に要望となりますが、上限まで引き上げていただきますよう検討していただきまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、避難所等での耳の不自由な方への支援についてでございます。

10月18日、斑鳩町では夜間想定での防災士等による訓練が行われ、私も参加をさせていただきました。ダンボールベッドの組立てや水を加えただけでできる避難食である混ぜ御飯を作る訓練、また飼い犬同行訓練、同行避難訓練、テントの組立てなど、実際にやってみないと分からないことがたくさんあることに気づかされ、大変有意義な訓練となりました。

その中で、耳の不自由な方がいらっしゃるという想定でどのような支援ができるのかという訓練がありました。グループの中に簡単な手話ができる方がおられましたので、担当に就いていただいたのですが、もし災害後の避難所に耳の不自由な方が避難してこられたときにどのような支援ができるのかと、グループでも懸案事項となりました。

耳の不自由な方は聞こえにくいのか、全く聞こえない方なのか、見た目だけでは分からないため、必要な情報が伝わらなかつたり緊急の情報から取り残されるなど、情報とコミュニケーションの様々なバリアがあります。

避難所ではお知らせのアナウンスが聞こえないため、食料や水の配給を受けられないことがあります。また、自分が聴覚障害者であることを周りに分かってもらえず、必要な情報が得られなかつたり周囲とのコミュニケーションがうまく取れず孤立してしまいがちということです。

聴覚に障害を持っている方や聞こえにくい方への災害時の避難所での誰も取り残さない支援について、斑鳩町のお考えや取組みについてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 耳の不自由な方に対する避難所での支援に関するご質問です。

避難所において、耳の不自由な方は館内放送や口頭でのアナウンスに気づきにくく、

緊急情報などから取り残されてしまうおそれがあることから、視覚的な情報提供やコミュニケーションの支援が必要です。

国の防災基本計画では、聴覚に障害をお持ちの方を含めた要配慮者について多様なニーズに適切に対応することが定められています。

斑鳩町では、地域防災計画において福祉避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティアなどを派遣できるよう、町社会福祉協議会等と連携すること。そして斑鳩町避難所運営マニュアルでは、受付時に聴覚障害を含めた配慮が必要な方に要配慮者連絡票を記入いただき、必要な配慮、支援の把握に努めることといたしております。

こうした考え方を踏まえまして、避難所では音声による連絡は必ず文字でも提示する。可能な場合には手話通訳者、要約筆記者を設置することに努める。そして、筆談ボードやメモ用紙などを用意し、職員やボランティア等が筆談で対応することなどに取り組むことといたしております。

今後は、耳の不自由な方だけでなく加齢により聞こえにくくなった高齢者など、情報とコミュニケーションの支援が必要な方全体を視野に入れた訓練を進めてまいりたいと考えております。

本会議初日の町長施政方針で申しあげたように、福祉部局において高齢者の補聴器購入制度の対象者拡大と助成額の引き上げ等の検討を進めることとしており、引き続き、聴覚に障害をお持ちの方を含めた要配慮者に対し、よりきめ細かな対応ができるよう努めてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。きめ細やかにいろいろ配慮していただいてありがとうございます。今後とも誠心誠意、またよろしくお願いを申しあげます。

この耳の不自由な方、聞こえにくい方は大規模な災害が起こると様々なことで困ることがございます。周囲とのコミュニケーションがうまく取れず孤立してしまうことがあります。また停電時や暗い場所で視覚からの情報が入らず不安になります。

トイレや洗面所など、施設内の名称の表示がないと困ります。補聴器や人工内耳などの電池の入手が困難になります。災害時にはこのほかにもたくさんのお困り事がございます。

いかに周りの人たちの支援の輪が必要か。また、耳の不自由な方向け情報伝達手段をいち早く準備することで、また目の不自由、耳の不自由な方向けの情報伝達手段をいち

早く準備することで、不安感を軽減できると思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

二つ目の質問でございますけれども、周りの方に障害があることを知っていただくバンダナは福祉課においてすでに作成していただいているとのことでございます。

また、聴覚障害者用情報受信装置アイ・ドラゴン4、聴覚障害者向けのIPTVでございます。「目で聞くテレビ」と言われ、これは一般テレビ番組を字幕手話放送で視聴できるテレビですが、これも生き生きプラザに設置をしていただいているということでございます。バンダナが作成されていることやアイ・ドラゴン4が設置されていることについて広く住民の皆さんに知っていただけるよう、今後ともしっかりと周知をしていただくことを要望させていただきます。これについての答弁は結構でございます。

二つ目の質問でございます。外国人児童生徒の学校への受け入れや日本語学習についてでございます。

2025年6月末時点で日本の在留外国人は約395万7千人、前年同期に比べ5.0%で過去最多を更新をしております。

在留外国人が増えている背景は、1990年の入国管理法及び難民認定法改正以来、国内には多くの外国人が移り住んでまいりました。日本の少子高齢化、人口減少の進行で深刻な人手不足の介護・建設・農業・宿泊・サービスなどの産業が多くの外国人を受け入れております。また技能実習や留学・永住など様々な在留資格で外国人を受け入れやすくなっております。その中でも、永住者や家族滞在者など様々な状況の外国人も増えており、長期定住型の方も増えております。

そのような中、全国的、特に都市部等の小・中学校に在籍する外国籍の児童生徒の人数も増加傾向にありますけれども、斑鳩町の状況はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町の町立小・中学校におけます外国籍の児童生徒数に関するご質問でございます。

質問者がおっしゃいましたように全国的に在留外国人の数は増加傾向にあり、公立学校に在籍する外国籍の児童生徒数も増加傾向にございます。

こうした中、本町の町立小・中学校におきましては日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は過去10年で申し上げますと、多い年で7名、在籍がない年もあるなど年ごとの変動がございますが、本年度、令和7年度におきましては2名が在籍している状況で

ございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。本年度は2名の生徒さんがいらっしゃるということでございますけれども、一人ひとりの背景は異なるものと思います。

例えば、両親の就業や留学、その他の理由により来日した方、あるいは日本に帰国したなど、児童生徒にとって日本の学校で学ぶことや日本語そのものが初めて学ぶものであったり、毎日の授業、学習、学校生活など理解できないことばかりではないでしょうか。それでも子どもたちの柔軟な頭脳で友達と話す、その日常会話には慣れてきても、授業での学年相当の学習言語能力が不足しているために学習活動への参加に支障が出てくる可能性もございます。

斑鳩町においては、どのように外国籍の子どもたちや帰国した日本人の子どもたちに対して受け入れをし、日本語教育、日本語指導について進めておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町の外国籍の子どもへの受け入れ体制及び就学校での教育の状況に関するご質問でございます。

外国人児童生徒の教育につきましては、国際人権規約及び児童の権利に関する条約に基づきまして、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同等の教育を受ける機会が保障をされております。

このことに加えまして、令和元年6月施行の日本語教育の推進に関する法律及び国の基本方針に基づき、本町におきましても学齢簿の編製に当たりましては、国籍による区分を設けることなく一体的に就学状況を管理、把握いたしますとともに、外国籍の児童生徒も含め就学に関する案内の周知徹底を図っているところでございます。

また、実際に日本語指導が必要な児童生徒が就学された場合におきましては、日本語の習得レベルに応じた日本語指導担当教員の配置を県に要請することや、個別の指導計画を策定をいたしまして、個別・小集団の日本語指導を実施することとなります。

具体的な内容といたしましては、学校生活に慣れることを支え、次に挨拶や連絡など日常で使う日本語、その後に算数や理科など授業で使う日本語へと順を追って学べるように支援をいたします。

日本語指導担当教員が不在の場合には、担任や授業担当教員がポケトークなど翻訳アプリを活用しつつ図解を併用するなどの学習支援にあたっております。

今後とも日本語指導が必要な児童生徒が安心して学び、その力を伸ばして将来を切り開けますよう、国の方針の下、県と連携し就学機会の確保と日本語指導の充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） それでは、外国籍の子どもたちのご家族への連絡などについてはどのようにされていますのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校からの外国籍の児童生徒のご家族への連絡方法に関するご質問でございます。

日本語指導が必要な児童生徒であっても、ご家族の方が日本語の会話が可能な場合には、他のご家族と同様の方法で連絡・対応を行っております。また、懇談や家庭訪問などの際には、必要に応じまして日本語指導担当教員が同席をするなど、状況に応じた柔軟な対応を行っております。

また今年度、令和7年度から新たに導入をさせていただきました保護者連絡用アプリ「すぐーる」には、日本語以外に13言語の自動翻訳機能が備わっております。

これによりまして、日常的な連絡事項につきましてでは、先ほどの答弁の中で申しあげました、自動翻訳アプリの活用と併せておおむね円滑な意思疎通が図れるものと考えております。

なお今後、翻訳アプリ等では対応が難しく通訳人材等の支援が必要となるケースが生じた場合につきましては、速やかに通訳が可能な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。外国籍や帰国子女の子どもたちも最初は緊張していても、日本の学校について慣れてきて様々な活動・行事に参加できるようになれると聞いておりますが、保護者は自分の出身国のイメージしかないために日本の学校生活について理解できていないことが多いと言われております。だからこそ、日本の学校生活について理解が得られるよう努めていただきたいと存じます。それは現場の先生にとって大変なご苦労だと思いますが、親も子も安心して学校に来ることができるよう、斑鳩町に来て住んで学んでよかったと言っていただけのように、どうかよろしく願いをいたします。

それでは最後に、3番目の質問でございます。外国人に対するごみ等の扱い方の説明

について質問をさせていただきます。

近年、私たちの町にも外国の方を見かけることが増えてまいりました。どちらのお国の方とも「住んでよかった斑鳩町」と言っていただき思っていただけのように、共生のまちをつくっていくために質問をさせていただきます。

現在、斑鳩町に住んでおられる外国人の住民は何人おられて、どちらの国籍の方が多いのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 町在住の外国人の方の人数と多い国についてのご質問でございます。

まず、本町に住民登録がある外国人の方の人数でございますが、令和7年10月末現在で計277人でございます。

次に、本町に住民登録がある外国人の人数が多い国でございますが、人数の多い順に5か国申しあげますと、ベトナム83人、韓国38人、中国33人、インドネシア27人、フィリピン22人でございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。現在277名の方が斑鳩町に住民登録されているということでございます。

それでは次に、町として斑鳩町に住むことになった外国の方にどのようにこのごみの分別方法に関して説明をされていらっしゃるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 斑鳩町へ転入されてこられた場合、住民課で転入の手続き後、ごみの出し方などの説明のため環境対策課へ回っていただくよう住民課でお伝えをしております。

そして、転入者が環境対策課窓口に来られましたら、ごみの分け方・出し方の冊子を用いてごみの分別方法等について説明をしております。

転入手続きの際、外国人の方が単独で環境対策課に来られることは極まれであり、就労で来日された場合は、基本的には企業等の翻訳者等が付き添われた上で、翻訳者等を通じ説明をお聞きいただいております。その場で疑問点等ありましたら翻訳者等を通じ質問いただくことで、本町のごみの分別方法等にご理解をいただくよう努めているところでございます。

また、町のホームページでも、町で収集するごみ・資源物の分け方・出し方を掲載し

ており、ホームページの翻訳機能を利用することで英語・中国語・韓国語で内容を閲覧いただくことが可能でありますことから、その点についても併せて説明を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。現在、斑鳩町に住まわれる外国人の方は就労目的で来られておられる方が多いようでございます。また、ごみ分別の説明は、付添いの主に翻訳者の方に説明し通訳していただく形でと理解をさせていただきました。

しかし、今はボーダーレスの時代です。国境を越えて、言語を超えて、外国人の方が日本へ斑鳩町へと来られ生活される時代になってまいりました。だからこそ、誰にでも分かりやすいイラストなどを使ったごみ分別のパンフレットを作成していただいたらよいと思いますが、いかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 現在、住民の方にお配りをしておりますごみの分け方・出し方の冊子では、イラストや図を用いて幅広い年代に視覚的にも分かりやすい内容となるよう配慮し、令和2年度に改訂をしたところでございます。

本冊子については近く改訂を予定しておりまして、今回いただいたご意見も踏まえ、今後も他自治体の冊子なども研究し、外国人の方にとってもより理解しやすい内容となるよう制作してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。これからの時代は先ほども申しあげましたがボーダーレスになり、斑鳩町にも就労目的だけではなく外国人も増えてくるのではないのでしょうか。

役場としてごみの扱い方に限らず、外国人の方が役場に来られた場合の対応として、職員の方で英語が話せる人が対応するのか、また翻訳アプリを使うのか、どのように外国の方に対して対応していかれるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 現在、本町におきましては日本語が話せない、理解できない外国人の方に対しましては、英語が話せる職員を中心に職員間で連携し英語による意思疎通を図り対応しております。

また英語も話せない、理解できない外国人の方に対しましては、就労で来日され手続

き等が必要な方の場合は、企業等の担当者や通訳の方が同行されることが多く、その方を介しての手続きや電話で担当者通訳の方と話をして手続きを行っております。それ以外の方の対応といたしましては、スマートフォンの翻訳アプリを利用して手続き等を行っております。

本町といたしましては、今後につきましてもこうした方法によりまして外国人の方への対応を適正かつ円滑に進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。中西町長の施政方針にもありましたように、住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思っただけのまち斑鳩町、そして住んでよかった斑鳩町、安心して子育てできる斑鳩町、誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、日本人外国人を問わずこれからも分かりやすい説明や対応をよろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 改めまして、これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

今回のテーマは重要文化財、これはもう当町にとって本当に切り離せない、非常に、先人からの財産を受け継いでいる町ということで、非常に重要な問題ということで私自身も思っております、それを質問させていただきます。

まず、本年は藤ノ木古墳発掘調査から40年という節目の年になり、非常に公開のときも大勢の関心を持っておられる方が来ていただいたとこのように聞いております。

また私自身も昨年3月ですか、法隆寺南大門の近くで若草伽藍の発掘調査の説明会に参加させていただいて、非常に大勢の方が関心を持って来られている姿を見させていただきました。

そこで今、町指定で文化財の数が当町にどれぐらいあるのか、まずそれをお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 今後、町において調査対象となる文化財についてのご質問でございます。

町や県が調査を手がけた文化財のうち町指定文化財の候補となるものを挙げますと、史跡部門では、古墳で春日古墳や舟塚古墳などの6件、遺跡で上宮遺跡などの2件がございます。次に、建造物部門では、寺社で15件、民家で6件ございます。次に、美術工芸品部門では、仏像などで4件がございます。次に、民俗部門では、祭礼の2件がございます。その他、考古資料では発掘調査における出土品の6件があり、これら全てを合わせました総数は41件となります。

現在、町が行っている調査としましては、新たな町史の編さんを目的とした文化財調査や、官学連携協定を締結している奈良大学との古墳の共同調査などがありますが、そのほか保存上の緊急性や学術的意義が高い文化財への計画的な調査、開発行為に伴う確認、発掘調査などを含め、優先度や予算規模、専門化所見を踏まえ、年次的に調査を進めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、回答していただいたように調査が進んでるなど。たしか私、以前20件ぐらいと聞いた記憶があるんですが、今聞くともう40件、非常に思ったより調査が進み、いろいろな形で町指定の文化財というのが新たに出てきてるといふか、調査が進んでるといふように思いました。

その中で、やはり私が思いますねんけど、この藤ノ木古墳、40年、これはひとつの節目で今、発信していただいているので非常に関心が高いですが、今後のことを考えていけば、やはり新たな藤ノ木古墳級の発信も今の時代でしたら世界に対して発信という、非常にネット環境も変わってきてますし40年前以上にすごいことになるんじゃないかと。

当町にはそういうものが実際あるのかどうか、町はどう考えておられるのか、この辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町内に藤ノ木古墳のように注目される古墳の存在の可能性についてのご質問でございます。

藤ノ木古墳につきましては1,400年もの長い間、未盗掘であったことや高価な出土品から被葬者が高貴と思われる方であったことなど、複数の要因が奇跡的に重なっており、全国的に見ましても非常に希少性が高い古墳と言えます。

さらに、その出土品は世界でも類を見ない豪華な金銅製馬具のほか、冠や太刀、鏡などの副葬品が埋葬当時のまま発掘され、これらは国宝に指定されるほどの貴重なもので

ございました。

町内のその他の古墳において新たに発掘調査を行うことにより、同様に貴重なものが発見される可能性は否定できませんが極めて低いものと考えております。

また、発掘調査を行うことは遺跡破壊との見方もあることから、基本的に本来の古墳規模を確定させるための範囲確認等の調査となり、発掘調査は専門家所見を十分踏まえた上での、保存を前提とした目的に限定されるものと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、回答を聞き非常に難しい。実際、非常にたぶん、費用がかかってくる。その中で、そしてなおかつやはり古墳というのはやはりなかなか破壊とかいろいろな難しい部分がある。その中で保存というもの、これ調査をしていくと保存という前提でやっていく。これはひとつの考え方ですし、確かにおっしゃるとおりというような感じも私もいたします。

ただそうなってくると、やはり観光という部分、特に来年から宿泊施設がまた新たに開業されると聞いている。そういう予定の話になっておる。その中でやはりこの重要文化財というのと斑鳩とは切っても切れへん関係、やはりこれを楽しみに来られる方が非常に多い。それにも関わってくる問題だと思います。

確かにその辺りのバランスということなのですが、まず実際、斑鳩の魅力をどう発信していこうとされているのか、その辺りをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 町の文化財の価値や魅力の発信についてのご質問でございます。

町といたしましても世界遺産法隆寺や史跡藤ノ木古墳をはじめとする文化財は世界に誇るべき財産であり、町の観光資源として重要な役割を果たしているものと認識いたしております。

しかしながら、本町の観光は法隆寺を中心とする拠点通過型観光となっており、地域経済への波及効果を高めるためには散策・回遊・着地型のまち歩き観光への転換を行い、開業予定のマルシェ宿泊施設を拠点として、法隆寺以外の観光施設への回遊性を向上させ、また滞在時間の延長を図る必要があると考えております。

そのためにも春日古墳や舟塚古墳などの古墳、法輪寺や吉田寺などの古刹、歴史的な街並みといった多層的な歴史的資源をテーマに企画展示や講演会では開催内容を充実させ、本町が有する多くの文化財について広く興味・関心を持っていただけるよう努めて

まいりたいと考えております。

また、情報発信につきましても、現在、斑鳩文化財センターや法隆寺 i センターにおいて、SNSで観光文化財スポット紹介やイベント情報など斑鳩町の魅力を視覚的に分かりやすく町内外へ発信しており、集客等にその効果が現れているところであります。

そのほか町のホームページや広報紙も活用しながら、継続的かつ積極的なPRにより斑鳩町のブランド力を高めていくことができるのではないかと期待しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 確かに今の状況で「保存」というものを中心に事業展開されていくとなっていくと、今、回答されたような形に発信していただくということになってくる。

そうしますと、来年度から具体的にこういうように手をつけていきたいというものがあれば教えていただけますか、よろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 文化財活用に向けた新たな事業展開についてのご質問でございませう。

来年度以降の事業といたしましては、文化財の価値や魅力の情報発信だけではなく、より観光誘客につなげるためにまずリピーターの確保が重要と考えております。

そのためにも、関係機関と連携しながら藤ノ木古墳に限らず町内の文化財に関する新たな映像を斑鳩文化財センターで特別上映するなど、何度も訪れたいくなるような取組みを検討をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、「文化財センターでいろいろな放映をして」という回答がありましたが、今やっておられるか、龍田城の片桐且元、私も少し勉強させていただいて非常にすごい方やってんなど。賤ヶ岳の七本槍のあの方で非常に関心を持っておられる方、来年の大河ドラマというタイミング、この辺りもうまく活用していただいてこれから発信をうまく、古墳だけでなくそういう龍田城、非常にタイミングが斑鳩町は続いているんじゃないかなというように私は思いますので、その辺りの発信も、非常によろしくお聞きしたいと思ひます。

そこで、実際この保全というものは分かります。保存というのは分かるけど、やはり観光との両立、このバランスについてもう一度、お伺いしたいと思ひます。やはり観光それと文化財の保存、この辺りの町の考え方をもう一度、お聞きしたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 文化財の保護と文化財を活用した観光振興のバランスについてのご質問でございます。

本町には世界遺産法隆寺や藤ノ木古墳など日本の歴史文化を語る上で極めて重要な文化財があり、ほかにも先の答弁でも申しあげましたように、調査対象となっている数多くの文化財があります。これらを次世代に確実に継承していくために、まずは調査保存に先行して取り組むことが重要であると認識いたしております。

そして、成果を分かりやすく展示、解説し、その価値や魅力の情報発信をすることで観光客の回遊性の向上を図り、地域経済の活性化を促進し、地域全体で景観を含めた文化財の環境を守り育てる機運を醸成していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 両立、やはりそれしかない。確かにおっしゃるとおりです。この辺りを結局どうしていくかということになってくると思うんですが、最後に町長、実際の文化財の保存とまた観光の振興、このバランスについてお伺いいたします、町長に、よろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 文化財保護と観光振興に関するご質問でございます。

先ほど部長のほうからもいろいろ答弁をさせていただいております。その中で、やはり斑鳩町の歴史、文化遺産はですね、観光として本当に貴重な役割を果たしているものでございます。

このような中、やはり歴史と文化遺産というのを活用していくということ、その取り組みとして、この4月に観光と文化財の関係、これをひとつにして今の地域振興課というのを創設させていただきました。

それにつきまして、今後、ひとつの取り組みとして事業を進めていけたらというふうに感じるところでございます。これからもですね、町民の皆さん、また関係機関の皆さんとともにですね、この観光と文化財の保存というような形を進めていきたいというふうを考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 町長のほうから、「バランスを取って、そして両立させていく」という、今、回答をいただきました。

何しろホテル事業、来年からのやつか、やはり継続して経営できる、これは大事なことです。実際のところうまくいかないとなってくるといろいろな問題が出ます。そういうことがないようにお願いしたいこと。

また、住民からは、どこへ行っても「ええとこへ住んでありますな。ええとこでんな」と。「斑鳩の里、そりゃあ」というような形。もう本当に私、東京のほうへビジネスで行くことが多いんですが、必ず言われます。何ともうれしい話です。やはりそういう気持ちが常に持てるような行政運営のほうもよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩します。

（ 午前10時06分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは通告書に基づいて、一般質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

まず最初、1点目は防災、防犯、安全の取組みについて、三つに分けての質問をさせていただきます。

まず最初は、電話による詐欺の被害は後を絶ちません。自宅に現金やカードを受け取りに来るなどもございます。リフォームなどに不当な高額契約を結ぶなどもあり、家庭用の防犯カメラ設置を望む声も聞かれています。車に搭載のドライブレコーダーのように連続して映すものや、またカメラ付きのインターホンの画像を記録できるなど、様々なカメラがございます。

私が相談を受けた高齢のご夫婦は、玄関前に置いていた花を鉢ごと盗まれたり、プランターの大かぶの菊の枝を何本も折っていかれたとのこと。朝の散歩前に被害を見つけてがっかり肩を落とされておりました。

町長の施政方針に期待をしております。町の思い、見解をお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 家庭用屋外防犯カメラの設置助成制度についてのご質問です。

昨日の一般質問でもご答弁したとおり、斑鳩町では現在、37台の街頭防犯カメラが

稼働しております。また、人の往来が激しいJR法隆寺駅周辺において、団体設置の街頭防犯カメラ9台が稼働しております。加えて、自治会においても、斑鳩町防犯カメラ設置事業補助金を活用するなどして、22台の街頭防犯カメラが設置されています。

本町では、本会議初日の町長施政方針で申しあげましたように、町設置の街頭防犯カメラの増設に合わせまして、家庭用屋外防犯カメラ設置に対する助成制度の創設に向けて制度設計を進めているところでございます。

これにより、さらにきめ細かい防犯カメラのネットワークが構築され、町全体での犯罪抑止力の向上にも寄与するものと期待しています。

今後も、必要に応じて防犯対策の充実に努め、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。先ほどのご夫婦は花泥棒の対策として、人が近づいたらライトがつき、防犯カメラ設置のステッカーを貼られたそうです。その後の被害はありませんでした。家庭での防犯カメラにも、ぜひともそれを防犯に合わせて設置できるようにしていただきたいと思います。

二つ目の質問をさせていただきます。二つ目は、災害時に必要度が高いAEDについてお尋ねをいたします。

私は令和6年3月議会でAEDについての一般質問をさせていただきました。AEDは使用がないことがよいものでございます。しかし、いつでも対応が必要であり、ランニングコスト等は必置義務ではないでしょうか。前回の質問以降の進捗についてお尋ねいたします。

民間の医院や自治会などで設置されていても届出をしていない例もあります。公共施設などは設置場所が屋内であり、閉館時には使用できません。設置場所をマップに搭載しても、目の前にあるのに使えない状況は初めからないのと同じではないでしょうか。

町内の商業施設や医院、駐車場などにも協力を求め、住民だけでなく観光客や町内を走る車両運転手等に安心の提供をしていただきたいです。ご答弁をお願いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 自動体外式除細動器、いわゆるAEDの取組みに関する質問でございます。

初めに、本町が所管するAEDの台数と使用状況についてご説明いたします。

令和6年3月議会でご答弁した時点では29施設33台でしたが、龍田西地区地域交

流館の新設に伴い1台が増加し、現在30施設34台となっております。

その使用状況は令和3年度に中央体育館で1回、令和4年度にふれあい交流センターいきいきの里で2回の使用がありましたが、令和5年度以降の使用はございません。

次に、自治会等への費用補助についてであります。

従来の斑鳩町地域集会所施設整備費等補助金要綱を改正し、令和7年4月1日に自治会が地域集会所に設置するAEDの取得も補助対象といたしました。令和7年度は初年度として2件の申請があったところでございます。

最後に、AED設置場所の周知等についてです。

本町所管のAED設置場所は各家庭に配布している防災ハザードマップへの掲載に加えまして、町及び県のオープンデータとして町・県ホームページで公開しております。

また、全国のAED設置情報が分かる全国AEDマップについても、町広報紙や町ホームページで定期的に周知しているところでございます。

これに加えまして、傷病者のプライバシー保護とAEDの円滑な使用を図るため、町内のAED設置公共施設や民間施設に対し、三角巾とその使い方のリーフレットを配布いたしました。

今後におきましても、町広報紙等を活用してAEDに関する周知啓発を進めるとともに、全国AEDマップに未登録の設置者に対しましては、情報掲載への協力を、引き続き呼びかけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。自治会等への費用の補助ができて初年度として2件の申請があったと今、お話になりました。これをぜひとも広げていただきますようよろしくお願いをしたいと思います。

前回の一般質問への回答では、このAEDについて、「設置は屋外への設置、これは盗難や直射日光、落雷等が電極パッド、バッテリーに影響を及ぼし機器故障が考えられる」とのことでした。「消防も屋外設置のホースは筒先の盗難に遭っても施錠はしていません」とそのとき申しあげました。

精密度などの違いがあっても、命に関わる問題です。現状維持ではなく改良が進み使用が素早くできることは大きな課題であると思います。今後もより充実した取組みを要望をいたします。

三つ目の質問をさせていただきます。国道・県道・町道の路面標示についてお伺いをいたします。

横断歩道等のペイントが消えている箇所や見通しの悪い箇所などの通報についてお聞きします。道路に設置されている路面標示は車両が安全に通行するために必要です。

しかし、その路面標示の劣化が進み、安全な通行に支障となっている場所も見受けられます。このような路面標示の状況を確認するために、町はどのような対策をされているのか、お伺いいたします。

また、住民の皆さんが路面標示の劣化を発見された場合、どのように通報すればよいのかについて、教えていただきたくお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 国道・県道・町道において、道路状況が悪い場合の通報について等のご質問でございます。

まず、路面標示の劣化状況の把握についてでございますが、町におきましては日頃より区域を分けて月1回、職員による道路パトロールを実施いたしております。また、日本郵便株式会社との包括連携協定により、町に通報してもらう体制も整えております。

次に、住民の皆さんが路面標示の劣化を発見された場合の通報の方法についてでございますが、斑鳩町役場建設農林課の窓口への来庁や電話のほか、町ホームページの各課の窓口、または道路危険箇所届においてメールで通報することができます。また、来年度から利用開始を予定いたしております「インターネットで閲覧可能な地図情報システム」においても、パソコン、スマートフォンのウェブ上から通報できるシステムとなっております。

なお、横断歩道線、停止線、制限速度表示など、交通規制に関するものは、奈良県公安委員会が所管いたしており、それ以外の外側線や「飛び出し注意」などの文字表示は国道、県道、町道の各道路管理者が所管し維持管理しております。直接、所管する機関に通報いただいても結構ですし、町に通報いただければ、管轄する警察や道路管理者に町から連絡いたします。

また、町道に関する情報については、現地を確認し緊急性などを考慮の上、優先順位により補修いたしております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。路面標示だけではなくて、街路樹の枝や草などの茂みで見通しが悪いなど、安全を守るために住民の協力をお願いし、住みやすいまちを一緒に守っていきたいものでございます。担当されている方がパトロールに出てくださいていますけれども、なかなか全町を網羅してというのは難しく、ご苦勞を

かけていると思います。ぜひとも住民と協力をして、その点についてはしっかりと改修できるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、小・中学校の給食についての説明の質問をさせていただきます。小・中学校の給食についてと学童保育、幼稚園の給食についてもお伺いをいたします。

小・中学校の給食について、食材の生産国それから町内の生産物使用はどのような割合であるか、お聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校給食におけます地場産物・国産食材の使用状況調査に基づく本年6月16日から20日の5日間における調査結果では、本町の学校給食における国内で生産また加工されている食材の使用割合は92.2%、海外からの輸入食材の使用割合は7.8%となっております。

また国内の食材92.2%の内訳でございます。斑鳩町産が3.1%、斑鳩町以外の奈良県内産が32.6%、その他の国内産が56.5%となっております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 農業だけではなく漁業も畜産もこれまでにない気候の異変に侵されてきています。食材費はどんどん高騰しスーパー等では安価な輸入食材が増加しています。知らないうちに安全が保障されているか不安が募り、給食では安心できると語られています。

個々の児童生徒ではアレルギーや好き嫌い、食の量などに差がありますが、どのように指導されておりますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校給食の指導に対するご質問でございます。

文部科学省が定めます学校給食摂取基準に基づきまして、必要な栄養素量を確保しつつ、児童生徒が無理なく食べ切ることができるよう、学校栄養士が献立内容また調理方法の工夫を行っております。あわせまして教室におきまして「多い・普通・少なめ」など児童生徒の希望に応じて盛り付け量を調整することで、食べ残し等々に関しまして対応していると、そのような状況でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 子どもたちにとって食は心身ともに成長の糧でございます。好き嫌いなく美味しく食べられるように願っております。

続いて、質問させていただきたいのは調味料などの添加物についてお聞きします。

小・中学校、幼稚園の給食提供に当たり、アレルギーを引き起こす添加物を把握し対応していますか、お聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 調味料などの添加物に関するアレルギー原因物質の把握及び対応についてのご質問でございます。

町立小・中学校及び幼稚園におきましては、入学・入園時に全児童生徒また園児を対象といたしまして健康調査票による調査を実施をし、アレルギー疾患の有無やその症状等について把握をしております。

また、小・中学校の学校給食で使用する食材につきましては、納入業者から原材料名やアレルギー表示を記載した仕様書等の提出を受け、特定原材料やアレルギーの原因となり得る添加物の有無を確認をしております。

これらの情報につきましては献立作成や食材選定に活用いたしますとともに、保護者とも情報共有を行うことにより、誤ってアレルギー原因物質を提供することのないよう取り組んでおります。

次に、除去食等の関係でございます。

小・中学校の給食におきましては乳製品、卵などの特定の食材を調理過程で除いて提供いたします除去食対応を行っております。

幼稚園給食におきましても同様に委託業者に個別対応を行っていただいておりますが、特定の食材を取り除くことができない場合は、ご家庭から弁当をご持参いただく場合もございます。

こうした個別対応を行う際には、事前に保護者の方と相談をし、対応内容についてご理解をいただいた上で実施することとしております。

今後も引き続き、各学校及び幼稚園におきまして、教職員研修を実施することによりアレルギー疾患は状況によっては生命に関わる事案であることの認識を全ての教職員が共有し、学校における教育活動全体を通じまして細心の注意を払いながら取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。丁寧に対応していただいて、本当にそれは評価できることだと思います。アレルギーの対応は小・中学校、幼稚園に限らず保育園・家庭でも見逃してはならないこととございます。年齢が進む中で改善されること

もありますが、新しいアレルギーにより発症することもあります。最新の対応をこれからも続けていただきたいとお願い申し上げます。

今度の学童保育室での長期休業期間中の給食提供方法及びアレルギー対策を含めて現在の状況をお聞きいたします。

また、他の自治体の例などがあれば紹介していただきたいと思います。お願いします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本会議初日の町長施政方針で申しあげました町立学童保育室におけます学校の長期休業期間中の給食提供に関するご質問でございます。

町立学童保育室におけます長期休業期間中の給食の提供につきましては、既に実施をされている他市町村の事例でございます。多様な方法、形態により実施をされていることは確認をしております。

弁当事業者と連携をした取組みでございましたりとか認定こども園の調理室を活用した取組み、こちらも認定こども園の運営事業者のほうの事例でございますけれども、そういった形でこども家庭庁のほうからも事例として示されているところでございます。

本町といたしましても、当該事業の実施に当たりましては、そうした様々な他市町村の事例等も参考としながら、安全性の確保と衛生管理、さらには放課後児童支援員等の職員の負担等につきましても十分に踏まえました上で、実施方法等について検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。実施にあたっては期間中は長期休暇の間ですので人数のばらつきもあり支援員の業務が煩雑になるなど心配があります。保護者の意見などもしっかりと聞いていただくなどをお願いを申し上げます。

続いて、一番最後の調理実習について、お伺いをいたします。

将来の自分の食について学ぶ調理実習は人生の実習でもあります。町の現状はいかがでございますか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 町立小学校におけます調理実習の実施状況についてでございます。

児童生徒が実際に調理に取り組みますことは、食に対する理解を深め、望ましい食習慣を身につける上で大変重要であると認識をしております。

本町におきましても、学習指導要領に基づき家庭科の授業の中で計画的に実施をして

いるところでございます。

はじめに小学校では、家庭科の授業において5・6年生を対象に基本的な調理技術の習得に加え、健康な食生活を身につけるための食育や、自立した生活を送るための生活力の基礎を育てる学習として、年間、数時間程度の調理実習を行っております。

また中学校におきましても、家庭科の授業において成長期にふさわしい栄養バランスの考え方や献立づくりを含む調理実習を通して、家庭での役割分担や協力など他者と協働する力を育むことを重視して実施をしております。

今後とも、調理実習を通じた食育の充実を図り、自らの健康な生活を主体的に築いていく「生きる力」の育成に努めてまいりたいと、そのように考えております

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 丁寧なお答えをありがとうございます。調理実習でのエプロン姿を思うと子どもたちの楽しい声が聞こえてくるように思います。しっかりと食に対しての勉強も積み重ねていただきまして、学校でのそれぞれの心身の健康のために頑張っていたきたいと思っております。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

9日は、午前9時から建設常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時55分 散会）